

## 協会記事

### 第71回全国博物館大会「博物館法改正元年一つながり、交差する」参加報告

平塚市博物館 学芸担当 野崎 篤

#### はじめに

令和5年11月15日（水）から11月17日（金）までの3日間にわたり、第71回全国博物館大会が、千葉市文化センターを主会場として開催された。以下はその報告である。

#### 1日目：基調講演・全国博物館フォーラム

1日目には基調講演の後、全国博物館フォーラム「改正博物館を現場の運営に活かす」と題して、文化庁からの行政報告および3名の講師からのパネルディスカッションがあった。

#### ○基調講演「つながりをつくる博物館—多世代共創とウェルビーイング—」(独立行政法人国立美術館 国立アトリサーチセンター 稲庭彩和子氏)

稲庭氏からは、ウェルビーイングをキーワードに、これからの社会においてミュージアムが果たす役割の様々な可能性についてお話いただいた。

ウェルビーイングとは、成熟した民主的な共生社会・参加型社会への転換を目指すものであり、そのような試みは社会の中での相互の関わり合いの中で作られるものであるが、ミュージアムの社会的役割は人々の間に「つながりをつくる」ことであることから、ウェルビーイングにおいてミュージアムが果たすべき役割は大きいとのことであった。それを踏まえたうえで、氏がこれまでに手掛けた事業におけるアートコミュニケータの育成や、学校やシニア層を対象としたアートコミュニケーション事業の事例について紹介があった。現在は福祉・医療分野の機関や大学などと連携して、ミュージアムやアートが今後の医療における“社会的処方”の役割を果たす可能性について、調査研究を実施しているとのことであった。

多様化を肯定しながらよりよい社会を目指そうとする流れがある中で、ミュージアム側が積極的にその流れに加わり、自らが持つ価値をより広く

活用することは、今後社会の側からも博物館や設置者内部からも強く求められることになるであろうことが感じられた。

#### ○パネルディスカッション

#### (1)「これからの博物館経営の視点—基本的運営方針と運営状況の点検・評価—」(アーツカウンシル 東京 佐々木英彦氏)

パネルディスカッションでは、最初に佐々木氏から、博物館の基本的運営方針の策定と公表の重要性と、それを踏まえた博物館活動の適切な点検・評価の方法論について話があった。

氏の講演の中で強調されていたのは「使命(ミッション)」という言葉であった。博物館法においては、博物館はその設置目的を踏まえた「基本的運営方針」を策定し公表するように努めるべきであると明記されているが、さらにその策定にあたっては、「博物館が社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められることを踏まえ、その事業を通じて教育、学術及び文化の振興を図り、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与するものとなるよう留意すること」とある。これを背景に各館の運営の拠り所として必要なのが“使命”ということになる。

日本博物館協会が2004年に発効した「使命・計画作成の手引き」においては、使命作成の留意点として以下の4つ、すなわち①独自の存在理由、②現代社会で求められていること、③実用性、④わかりやすい言葉で示す、という四点が挙げられている。これをさらに解きほぐすと、何のために存在しているのか<目的>、どのような意義があるのか<存在意義・価値>、どのような活動をするのか<機能>、誰のためにするのか<利用者・利害関係者>という点を明確にした使命が必要ということになるだろう。

このような使命は、博物館の設置者や職員体制

が変わっても、首尾一貫とした活動を行っていくうえで重要な楔となり、またこれが明確であればその使命に共感する協力が手が挙げやすくなるだろうし、あるいは投資しがいのある館とみなされれば資金援助なども得やすくなる。逆にこれが不明確では、外部資金の獲得や外部との協力を行っていくうえでも不利なものとなるだけではなく、博物館の評価基準が入館者数や収益などの一般的な軸だけになってしまうことに繋がる、というのが氏の主張であった。

さらに博物館の点検・評価においても、博物館法において望ましい方法が挙げられているのを踏まえて、その評価システムを適切に用いることでもたらされる、現状把握、目的の明確化、外部視点の導入、説明責任を果たす、という結果が重要となるとのことだった。さらに、評価軸そのものについても、単純な成果（参加者数や収益）だけにとどまらない軸として、より長期的な視点での評価軸（例えば長期的・波及的に社会にもたらした効果・変革という軸）を各々で持つことの重要性について言及があった。

## (2) 「電磁的記録の作成・公開」は「デジタルアーカイブ化」と同義か？」(国立アトリサーチセンター 川口雅子氏)

次に川口氏から、デジタルアーカイブの本質と目指すべき取り組みについてお話しいただいた。

日本の博物館では資料の管理（記録の作成と管理）の整備が長く課題として残っており、「デジタルアーカイブ」が求められているにも関わらず、そもそも記録という前提を欠いているという現状がある。「デジタルアーカイブ」がWEBでのデータ公開とほぼ同義で捉えられているために、博物館によってはWEB公開のコンテンツ作成に注力しつつ、本質的な資料記録管理問題が棚上げにされているというケースもあるという。

しかし本来デジタルアーカイブを推進するためには、資料に関する記録作成・管理の体制整備がなされていることが前提であり、改正博物館法でも、「電磁的記録の作成」とありWEB公開が直ちに求められているわけではない。これに対する理解を現場から行政などに対して求めていくことが重要というのが氏の主張であった。同様に博物館DX（デジタルミュージアム構築サービス）についても、単なるデジタル化の工程ではなく公開まで

にかかるすべての活動（記録の作成、維持管理、公開まで）を一体のものとして改革していくべきものとしてとらえるべきであるということだった。改正博物館法を追い風に、WEB公開を前提とした収蔵資料の記録作成と管理の仕組みを整備することが、多くの博物館で求められるというのは、うまく流れを作ることができればまさに理想的であろう。

## (3) 「博物館の役割を地域の中で確かめ強化する：孤軍奮闘から連携への戦略的なシフトを睨んで」(大阪市立自然史博物館 佐久間大輔氏)

最後に佐久間氏から、改正博物館法が施行された今後、博物館をより良い形で持続させていくためにどのような戦略を作るべきかについてお話しいただいた。

まず最も大事な点として、博物館が社会情勢の変化に対応していくため、そして各博物館内での共通目標を明確にするため、各博物館が「使命」、すなわち自らの役割を明確化することが挙げられた。これにより、博物館に関係する多くの社会課題のなかから自館の使命と関連するものについて優先順位を明確化できる、上位部局とともに使命を検討・共有しさらに公開することで、例え上位部局に変化があったとしても館としての方針を保持できる、館内の学芸員や事務職員あるいはボランティアや支持者など立場の異なる関係者が明確な共通目標を持つことで協力しやすくなる、といった効果が期待されるとのことであった。

また、博物館同士での連携についてもその重要性と注意点について話があった。博物館が様々な社会課題に取り組むことが求められる中で、社会と関わるためには連携先との関係が重要とのことである。連携先との関係が対等であり、相互の専門性とその成果を尊重できるのならば、その連携は単なるサービスの提供ではなく、ノウハウの交換、情報共有、相互扶助になる。一方で、対等な関係ではない場合、あるいは依存心の強い相手との連携である場合、その関係性は一方的なサービスの提供になりかねない。そういった場合、提供する側は無理をせず、できるならサービスではなくトレーニングを提供し、育成の機会とする方が望ましいということであった。またサービスを受ける側になる場合、すなわち自らが専門性で相手に貢献できない場合には、相手の持続性に考慮し、

金銭などの契約でサービスを購入するとともに、その管理をするうえでの最低限必要な知識取得のための努力が必要となるだろう。

さらに、博物館は地域政策であり、同時に国の文化政策・科学技術政策であることを踏まえて、博物館自らがその役割を適切に提供する場を増やすことの重要性についても話があった。地域においては文化財の保存活用計画、社会教育計画だけでなく、地域づくりや防災計画に言及されるようにするべきであるし、博物館へ国と協調した投資を受けられるよう働きかけをすることが望ましい。また博物館界としてどのような支援者（経済界、起業家、政治家など）を獲得できるかが、その役割を果たすために重要とのことであった。

博物館をよりよくしていくために、博物館を持続可能な存在にしていくことが重要であり、そのために館として「使命」を明確にしつつ、学芸員がその使命に向かって自己研鑽を積むことが大切であると締めくくられた。

博物館側が存続していくためには、その立ち位置を揺るぎがたいものにするために社会や設置者、支援者にたいして積極的に働きかけなければいけないというのは重要な指摘である。継続的な活動のための資金確保も極めて重要な課題であろう。そのために博物館と学芸員はその専門性を磨きつつ、専門性を下地として社会にアピールすることが、今後ますます重要とみなされることが予想される。

## 2日目：分科会・シンポジウム

2日目の午前には3つの分科会、すなわち「1. デジタルアーカイブと博物館DX」、「2. 博物館と多様な主体」、「3. 地域の特性と博物館」が行われ、著者は分科会3に参加した。午後には最終的な総括としてシンポジウム「博物館法改正元年一つながり、交差する一」が行われ、各分科会での報告とそれらを踏まえた総合討論があった。

### ○分科会3. 「地域の特性と博物館」

本会では、4件の講演と質疑応答・総合討論があった。

### (1)「浦安の博物館「これまで」と「これから」－展示リニューアルを契機として－」（浦安市郷土博物館 尾上一明氏）

尾上氏からは、主に埋め立て地で発展してきた浦安市の特性と、同館における令和になってからの展示リニューアルについてお話があった。

浦安市郷土博物館は、平成初期に基本構想が策定され、建設が進められてきたが、平成10年に市長が交代してすぐに、地元住民から反対運動があったとのことであった。反対運動の内容としては、浦安に博物館は不要、博物館より福祉施設の優先を、(図書館が普及していたので) 第二図書館にせよといった主張であった。その背景として、当時の住民の中には他地域から移住してきた方々が多くを占めていたため、浦安市に対する思い入れが希薄であり、地域の現在と未来には興味があっても過去は不要という思想が少なからずあったことが挙げられるとのことであった。

その後平成13年に博物館が開館したが、平成末からの展示リニューアルに当たっては、さらに変化したまちの状況、すなわち埋め立て後50年を経て住民の高齢化に伴い「まちの歴史」への意識が高まってきた事が、構想の新たな軸の一つとなっているとのことである。展示では、これまでの軸であった漁師町としてのまちの歴史だけでなく、埋め立ての経緯や工法、近現代の地層のはぎ取り標本を展示に加えたとのことであった。第二期までのリニューアルを終えた現在の課題としては、漁師町としての当時を知る専門職や関係者がほとんどなくなっており今後の継承が難しいこと、今後の発展のための新たな調査研究が必要であることが挙げられた。

尾上氏からは「人が住むところに歴史あり」というコメントがあったが、かつての新興のまちでも、半世紀経てば郷土意識が生まれるとともに、さらにそれ以前の土地の歴史へも興味が生まれるというのが面白い点で、地域博物館が（たとえ不要という声があれど）継続的に地域の情報やモノを記録し保存し続ける必要がある事を改めて実感できるエピソードと感じられた。

また、今後の博物館活動のための新たな研究テーマとして、埋立地に最初に入植した地域への聞き取りを行っているという事で、リニューアルは次世代の博物館のための始まりに過ぎず、すぐに次を見据えた活動が始まるという事を痛感させ

られた。

## (2)「地域の急成長による文化施設の目的の変化」(株式会社流山ツーリズムデザイン代表取締役 CEO 門脇伊知郎氏)

門脇氏からは、同社が指定管理する千葉県流山市内の「一茶双樹記念館」と「杜のアトリエ黎明」という二つの施設における運営についてご紹介いただいた。一茶双樹記念館は俳人である小林一茶と、地元名産のみりん醸造を手掛け、政治家、俳人など様々な顔を持つ秋元三左衛門を軸に、市民を対象とした歴史文化施設として活動してきた。また、「杜のアトリエ黎明」は美術活動の発表の場として設置された施設である。

両施設のある流山市は、水運のまちとして江戸時代中期から明治まで栄えた、歴史的にも由緒あるまちで、両施設ともまちの歴史・文化・芸術の中心を担ってきた。しかし、つくばエクスプレスの開業以降現在までに、主に子育て世代を中心に急激に人口が増加し、住民属性がそれまでと大きく変化するとともに、流山市外から流入してきた地元意識の低い来館者が増加したという。加えてコロナ禍、指定管理者の変更により、館としての運営はそれまでの方針から大きく変えることとなったとのことである。

具体的には、入館料を無料化する一方で消費額の増加を見込むため、観光振興に舵を切って、文化財である躯体を保存しつつ活用する事を狙いつつ、まちの文化に興味のない層へアピールするためのイベントを行うようにしたという。現在、来館者数はコロナ禍以前と同等かそれ以上に増加したが、文化施設としてのあり方と運営方針がずれてしまっていることが課題とのことであった。

まちの変化とともに郷土愛のない観光客に近い転入者が市民の主体となり、来館者の目的がまちの文化を学ぶことよりも、単に観光の一環として立ち寄る選択肢の一つへと変化したことで、文化施設としての立ち位置と来館者が求めるものにずれが出てくるのは、まちそのものの変化であることを考えれば抗い難い流れと感じる。流山市には市立の博物館もあるということから住み分けという意味でも、市民層の変化に応じて、方針転換が必要なのはやむを得ないところであろう。また狙いを変えたことにより、来館者が増加したということは、方針の転換と対策自体は適切であった証

左といえる。

一方で、独自のイベント会場のような立ち位置を継続することは大きな課題であろう。その施設やそこにあるモノ、そしてそのまちの文化そのものが来館者にとっては主体でなく、その施設で提供される体験だけが主体となるなら、その施設が独自の新しい価値を生み出すエンターテインメント施設であり続けなければ、やがて飽きられてしまうのではないか。自然や文化を通じた地域の担い手は文化施設そのものではなくそのまちの住民であるはずで、市民がいつまでもお客さん気分である一方で文化施設が魅力の主体であり続けるには、猛烈な労力がかかるのではないかと懸念される。施設側の狙いとのはずれはあれども、地域に根差した文化施設としての立ち位置を放棄はしないことが、施設の継続と今後の価値創出のために大切と感じられた。

## (3)「自然の少ない地域こそ、自然博物館の意義」(市川自然博物館 金子謙一氏)

金子氏からは、まちの変化に伴う地域博物館での活動の工夫についてお話を伺った。同館は立地の関係から、来館者は市外を含む首都圏の子育て世代が大半で、かつ、有料の動物園内にあるため動物園来園者が流れてくるパターンが多いとのことである。このような性格から、博物館自体は市川市の自然をテーマに扱う地域に根ざした館であるものの、来館者は地域との結びつきが弱く、地域博物館としての立ち位置と来館者が求めるものが一致しないのが問題であったとのことだった。

これを改善するため、同館では以下のような取り組みを行なったとのことである。

①地域性を薄めた展示：開館当初は地元の資料を使って地元について解説することに拘ったが、現在は地域性を薄めて、地域外の資料も含め、生物そのものの魅力を伝える、より一般性を高めた展示に変更した。インターネットが普及した状況を鑑みて、ネットで得られないモノ=実物を見せることに重点を置き、その一環として特別展示室を飼育展示として常設化した。飼育展示室では、カブトムシなどの生体飼育を見られるほか、ヤドカリなど一部の生物については実際に触れるような展示にした。一方でこれにより、企画展の自由度が下がるというデメリットもあった。

②ウェブサイトの強化：地域博物館としての地

域に根ざした情報発信は、インターネットを中心に行うようにした。サイトでは、詳細な解説を掲載したほか、地域で撮影した動画をアーカイブとして掲載したり、20年以上の自然に関する記録データをエクセルデータで提供したりするなどした。

③学校支援の取り組み：身近に自然のない地域の自然や生き物について、子どもに積極的に伝えられるのは、地域の博物館だけであるという考え方のもと、野外での自然観察支援、校内での自然観察、教室内での即席飼育展示など、学校と連携した取り組みを行なっている。

地域博物館としての役割を軸足にしつつ、来館者が求めるものも提供するためには、ニーズを適切に把握したうえで、学芸員が幅広い知識と強い意欲をもって改善に取り組む必要がある。その意味で、市川自然博物館の取り組みは適切かつ熱意にあふれた素晴らしいものと感じた。特にネットでさまざまな情報を得たり発信したりできる中で、博物館の立ち位置を最大限活かすための改善を行うというのは、学芸員の誰もが頭ではわかっているつもりでいても、実践まで行うのは容易ではないのではないか。博物館が自館の立ち位置を明確にすることは、様々な情勢変化があってもブレない活動を行う上で極めて重要である一方、固執しすぎれば場合によっては自らを縛る枷になり、結果として来館者のニーズに応えられなくなりうるかもしれないと考えさせられた。

#### (4)「変化するニュータウンと博物館」(パルテノン多摩ミュージアム 橋場万里子)

橋場氏からは、多摩ニュータウンというまちの変化と博物館に求められる役割の変化についてお話しいただいた。

多摩ニュータウンは、昭和40年台から平成の半ばまでにかけて行われた日本最大規模のニュータウン開発によって生まれた計画都市である。この開発は、地形や景観の変貌、住民構成の急激な変化、住人の生業や暮らし方の変化、未整備のまちにおけるまちづくりの苦労などを、地域にもたらした。これにより、それまでの文化、伝統、伝承の消失が起り、一方で新興のまちづくりを担ってきた住人たちによる地域への自負も生まれ育まれてきたという。

ニュータウン初期入居から50年の現在は、関係

者の高齢化と代替わりが起こるとともに、まちの再開発事業が始まっている。ニュータウンには、開発前からの住人と、開発後に入居してきた人々の他、開発前をすでに知らない世代の住民、再開発に伴いさらに外からやってくる新しい住人、ニュータウンにルーツを持ちながら他所に移住した二世たちなど、多様な市民が存在している。この様な、新興であるがゆえに多様化したまちにおいて、パルテノン多摩には、異なる文化的背景の融合を狙いながら、伝統文化の消滅の危機を乗り越えてまちの自然や文化を継承していくことが設立の使命として課せられた。

2022年にリニューアルしたパルテノン多摩では、以下の様な方針で活動を進めているとのことであった。

①地域まるごと博物館の構想：いわゆるエコミュージアムの思想の元、まちそのものを資料としつつ地域との連携を図っている。地域についての新たな学び直しと文化の継承が市民中心で行われてきており、その一つである「多摩めかいの会」により継承されてきた南多摩のめかい製作技術が都指定の無形民俗文化財に登録されたという成果も上がっている。

②市民学芸員の活動：市民学芸員育成により、自然、文化、芸術の担い手を増やす試みを行なっているとのこと。現在20~30名ほどがワークショップの実施や、聞き取り調査、街角アート調査など様々な活動を行っているとのこと、中には市民学芸員の自主的な発案で動いているプロジェクトもあるとの事であった。

③地域資源データベース：市民のもつ資料や記憶、まちそのものがもつ文化芸術的資源を収集・整理・公開して一般利用に資する、地域資源のプラットフォームとしての機能を重視している。

④クラウドファンディング：多摩ニュータウンの航空写真撮影の費用を集めるために、パルテノン多摩の管理団体である公益財団法人多摩市文化振興財団が企画・実施したもので、当初目標の150%の成立となり成功を収めた。参加者には、もともとまちに愛着のある古くからの住民だけではなく、新しく引っ越してきた市民もいたとのことであった。

⑤変わる地域課題への対応：まちの変化に伴う博物館へのニーズは多様化しているということで、多角的な活動を進めていく必要があるとのこ

とであった。現在は、再開発によりさらに変化するニュータウンの記録化や、まちの歴史の掘り起しとそれによる地域への関心の喚起などを狙って進めているという。

#### (5) 質疑応答・総合討論

講演後、短時間であったが、質疑応答と総合討論があった。会場からは、「地域というものは変わっていく生きもののような感じだが、それとどう付き合っていくべきか」という質問が上がったのに対し、橋場氏（パルテノン多摩）は、生き物のように変化する地域と多様化する利用者に対して博物館としてどのように向き合うのか考えることが必要だと述べた。門脇氏（流山ツーリズムデザイン）からは、変化する街に対して対応が迷走してしまっているところがあると感じており、所属部署は他所から人がくることを喜んでいるもののお金の使い方など議論はあるという意見があった。一方で金子氏（市川自然動物園）からは、長期的に見れば地域も変化するだろうが短期的には生き物のように変わるものではなく、そもそも人間自体、行政境界は関係ないところで暮らしているというのを踏まえ、館としてはまず来館者の性格を把握し、それに合わせた多様な対応を心がけることが重要と考えているとのことであった。

#### ○シンポジウム「博物館法改正元年一つながり、交差する一」

シンポジウムでは各分科会での報告とそれらを踏まえた総合討論があった。分科会1「デジタルアーカイブと博物館DX」では、施設を持たずインターネット上に開かれた千葉県大網白里市のデジタル博物館の活動事例について報告があったとのことで、モノがない博物館がもつ可能性についてシンポジウムにおいても議論があった。

#### まとめ

今回の大会では、博物館法の改正がきっかけになって、これから日本の博物館がどうあるべきか、何をすべきか、という根本的な意見が交わされる重要な機会になっていたと感じた。

改正博物館法において、博物館は社会教育法のみならず文化芸術基本法の精神にも基づいた活動を行うものと明記され、これは各館に対して社会

との関わりを今後より強める文脈で様々に使われることだろう。一方で現在の多くの博物館が抱える問題（学芸員あるいは正規ポストの不足、業務の多様化と量の増加、研究時間や資金の不足・・・etc）に対するフォローはなく、自助努力での解決が求められている現状に変わりはない。

その中であって、フォーラムおよびパネルディスカッションでは、博物館が今後存続発展していくために各館がどうするべきかについて、現場で働いてきた方々の視点から語っていただけたことが大変参考になった。適切な現状把握、社会の中での役割を踏まえた館としての明確な目標設定や博物館園以外も含めた相互連携は、歴史の長い館も多い神奈川県内の各博物館が今後も引き続き継続・発展していくために極めて重要となるだろう。また、フォーラムの中で日博協の半田理事から、日本全体で博物館園の数は多い一方で、法律要件を満たした登録博物館の数は少なく、また各館に学芸員そのものも少ないという現状について言及があったが、それはつまり個々の博物館の特色が、少数の学芸員の考え方や能力によって左右されかねない、ある意味で不安定な組織になっているところも少なくないことを意味しているのではないかと。そういう意味では、各館の職員一人一人が各館の「使命」に向けて研鑽を重ね、かつ館を取り巻く社会の状況にも気を配り、組織を通して社会における各人の役割を改めて確認することが、館そのものを存続させていく上でさらに重要になるのだろう。

また分科会で話のあった四つの館の事例からは、いずれも各博物館があるまちの特性とその変化が、博物館活動に大きく影響を与えてきたことが伺えた。どの事例でも、まちの変化に伴って館園自体も変わる必然性が求められた過程がうかがえたが、このような変化は、まちとそこで暮らす人々の、いわば成長段階的变化を見ているようにも思える。そうであるなら、あらゆる地域館がまったく同じような環境の変化と、それに伴う館自体の変化の必要性にやがて晒されることになるのではないかと（変化だけで済むなら恵まれた方かもしれないが）。リニューアルなどを契機として館の方向性自体を改めて確認し、場合によって適切に修正し明文化するが、その先の博物館活動においても極めて重要であることが感じられた。

## 第71回全国博物館大会に参加して

川崎市市民ミュージアム 亀山 貴

### 1 はじめに

令和5年11月15日（水）～17日（金）に千葉市で開催された第71回全国博物館大会に、神奈川県博物館協会からの部会幹事派遣という形で参加しました（17日のエクスカージョンは不参加）。同じく県博協派遣の平塚市博物館・野崎自然科学部会長が全体行事を含む参加記を執筆されていることから、大会2日目の分科会2「博物館と多様な主体」について報告します。

なお、私は学芸員資格を持たない行政職員であり、博物館学等の素養がない視点での報告・感想となることをご了承ください。

### 2 分科会2「博物館と多様な主体」(11月16日(木))

千葉市文化センターのセミナー室が会場となった分科会2には、92名の参加申込があり、最前列から後列までぎっしりと聴講者が詰めかけました。タイトルにふさわしく、多彩なテーマの4本の報告が行われました。

#### 2-1 報告①「動物園の野生動物を用いた屠体給餌～動物福祉と獣害問題をつなげる～」

千葉市動物公園の中山侑さんの報告は、動物園での餌と獣害問題をめぐる取り組みについてでした。ライオン等の大型肉食動物に与える餌は、人間の食用に加工された生肉を与えることが一般的ですが、食べ物を探し、皮や骨を引き裂くといった肉食動物本来の行動が少ない状況はストレス源となることから、飼育動物の福祉改善が動物園にとっての課題となります。

一方、国内では農林業や生態系への獣害問題が深刻となり、令和4年度だけで130万頭が捕獲されましたが、捕獲後の取扱いについては、ジビエとして人間が食べる動きもあるものの、約9割が埋設・焼却により廃棄され、生命倫理と環境負荷の両面で問題となっているのが実情とのことです。

これら2つの課題を結びつけるのが捕獲した有害鳥獣の肉を毛皮や骨がついた状態で、動物園の大型肉食動物に与える取り組みです。国内では平成29(2017)年にスタートした大牟田市動物園をはじめ、千葉市動物公園を含む一部の動物園が試

験的に実施する中で、多様な主体との連携を進めています。

(1) 動物園で安全に給餌できる屠体肉処理基準を定めた『Wild meat Zoo』

野生動物は、寄生虫や病原性ウイルス等を保持している可能性があるため、それを食べる動物や取扱う職員に感染リスクが伴います。そこで屠体肉の衛生処理基準を定めたのが非営利団体「Wild meat Zoo (ワイルドミートズー)」です。凍結処理と低温加熱殺菌処理を組み合わせることにより、安全かつ生肉に近い食感を保つことができるようになったとのこと。

(2) “安全”な屠体を作る『AL SOK千葉』

大手警備会社のグループ企業であるAL SOK千葉は有害鳥獣の捕獲事業やジビエ工房の運営を手掛けていることから、野生鳥獣に関連した「食肉管理システム」の特許も取得しており、法律的にも衛生的にも守られた屠体肉を動物園が用いる体制を支えています。

(3) 屠体給餌の利用促進を目指した『と体給餌利用事業コンソーシアム』

日本大学生物資源科学部、森林研究・整備機構、豊橋総合動植物公園、千葉市動物公園、中部大学応用生物学部、糸島ジビエ研究所、酪農学園、札幌市円山動物園の8機関が屠体給餌の促進に向けた課題に取り組んでいます。千葉市動物公園は「給餌方法の明確化」の研究をしており、例えば屠体の皮や骨の部分にどの程度栄養成分が含まれ、消化吸収されるのかといった点を解明することにより、動物種ごとの栄養管理指標や適切な給餌量を提示することを目標としています。

また、屠体給餌を進めるうえで、このような連携により課題解決が可能な部分とは別に、一般社会の理解を得ることが重要となることから、説明をする際は必ず獣害の問題と共に話をしているとのことでした。

#### 2-2 報告②「対話型鑑賞ボランティアによる美術鑑賞プログラム ミテ・ハナソウ」

佐倉市立美術館の西川可奈子さんからは、対話型鑑賞ボランティア事業から生まれた「ミテ・ハ



ナソウ・プロジェクト」について報告がありました。

同館では、対話型鑑賞に適した作品を集めた「ミテ・ハナソウ展」をはじめ、通常の企画展の中でも必ず対話型鑑賞を実施しているほか、収蔵作品を活用したアートカード作成や学校への出前授業、オンライン鑑賞会等取組を拡大しており、活動を担うボランティアは「ミテ\*ハナさん」と呼ばれています。

対話型鑑賞事業の中でボランティアが大きな役割を担う事例は他館でも見られますが、特筆すべき点は、対話型鑑賞をテーマにした企画展を恒例にするほどの本気度と、令和5年に美術館の事業ボランティアから「ミテ・ハナソウ佐倉」として市民団体化を果たした点にあるでしょう。

市民団体となった背景には、ミテ\*ハナさんの認知度が高まるにつれ市外からの要望が増えたことがあるそうです。市内の事業は佐倉市立美術館から委託を受け、市外での事業は、市民団体としての自主的な取組みとの整理がされました。研修体制の構築が今後の課題であり、先輩ミテ\*ハナさんが新たな人材をコーチングしていくこと等を模索中とのことでした。

博物館が生み出す価値は市域・県域を越えた普遍性がある一方、公立館では自治体のエリアを超える活動への説明が難しくなる中で、ボランティアという立場を活かした好事例であると感じました。市民団体としての事務も増えるミテ\*ハナさんたちが、持続可能な活動を確立できるか今後も注視していきたい報告でした。

### 2-3 報告③「館山市立博物館と千葉大学デザイン文化計画研究室の連携—収蔵資料のデジタル化と活用」

館山市立博物館の宮坂新さん、千葉大学の青木宏展さん・郭庚熙<sup>カクギョウヒ</sup>さんの報告は、大漁を祝うため網元から網子に配られた晴れ着「万祝（まいわい）」の図柄の型紙をデジタルデータ化し、活用している取り組みについてでした。館山市・千葉大学COC+連携事業の一環として、館所蔵資料から171組488枚の万祝型紙のデジタルデータが作成され、①トートバック等生活用品の制作②展示③データを使い機械彫刻で再現した型紙によるワークショップの開催といった活用が進められています。

このうち生活用品については地域内外のイベントで販売し、万祝の認知度を高める媒体として活用しているほか、館山市のふるさと納税の返礼品にも指定されました。

博物館のPR以上に万祝を活用してもらいたい思いが根底にあるため、デジタルデータを現役の万祝職人とも共有し、共にものづくりをしているとのことでした。

3氏は、博物館や大学での取り組みについて、以下のように評価しているようです。

#### 博物館現場の成果

- ・展示や教育普及事業の魅力向上
- ・資料のデジタルデータ化による、多様な活用方法の可能性
- ・当初は研究室の要望（収蔵資料の利用、発表の場の提供）に受け身な姿勢で応じていた小さな博物館が、企画展への協力を依頼する等、主体性を持つようになった。
- ・改正博物館法にも盛り込まれた地域の活力向上に寄与する取組

#### 千葉大学デザイン文化計画研究室の成果

- ・研究者や学生が実生活の場に出向いて調査し、発見した地域資源をもとにデザイン提案を行う「デザイン・サーベイ」の好事例になっている。

「デジタル化」というと収蔵管理や画面上で鑑賞するイメージが強いのに、データをもとに複製した型紙を直接触り、ワークショップ等で手を動かす機会をつくるという逆転の発想が興味深く感じました。また、シティプロモーションの観点からも、地域資源である万祝の型紙に光を当て、シビックプライドを醸成し、ふるさと納税により財政面でも貢献した素晴らしい事例であると感じました。

### 2-4 報告④「インクルーシブミュージアムへの道のり」

分科会の最後は、「インクルーシブミュージアム」代表の安曾潤子さんの活動報告でした。古生物学が専門で学芸員経験もある安曾さんは、博物館を誰もが利用・参加できるようにするため展示改善のアドバイスや研修講師等の活動を続けておられます。

安曾さんは5つのトピックとして

- ① ただ「多様な人が場を共にする」(integrate)



ということではなく、「利用できる・参加できる」(inclusive) ことが重要。

- ② 最終チェックでなく「課題を見つける」という初期の段階から多様な人と一緒に行う。
- ③ 取り組めない本当の理由は、金や人の不足ではない。(安曾さん曰く3つの壁は「上司」「カネ(と人)」そして「恐れ」)
- ④ 来館者対応や教育普及担当等、館の一セクションの取り組みではなく、博物館全体としての姿勢が問われている。
- ⑤ 「インクルージョン」は「目的地(結果)」ではなく、「道のり」である。

といった5つのあり方論的なトピックを展開する中で、実践論として(1)言われた要望にだけ対応しても時代遅れになる(2)不便な思いをして「要望を言える人」はほんのひと握りである(3)地域の課題を知ったうえで施策を考えることが重要である(4)地域の人を巻き込むと当事者として宣伝

してくれる——という4つのポイントは、博物館事業に限らず実社会で物事に取り組むうえでの至言であると感じました。

### 3 まとめ

私が所属する川崎市市民ミュージアムは令和元年東日本台風で被災したことから、収蔵品レスキューで多大なご支援をいただいている全国の館園の皆様へ感謝を伝えることも今回の重要なミッションでした。遠方の館や出展企業の方も被災後の状況を気にかけてくださり、中にはレスキューで当館にお越しになった方もおられ、この世界の絆の強さを実感しました。思いがけず人事異動で博物館担当になった一介の職員が、博物館法改正直後の歴史的な大会に参加する機会をいただいたことに感謝するとともに、得られた知見をスタッフ一同で共有し、検討中の新たなミュージアム整備にも活かしてまいります。

## 神奈川県博物館協会総合防災計画活動報告

総合防災計画推進委員会 委員長 神野 祐太

2023年度はコロナウイルス感染症の5類感染症移行にともないコロナ禍以前に実施していた対面での活動を再開した。主に防災訓練と県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会への参加について報告する。なお、防災訓練実施後では本誌の掲載に間に合わないため、訓練については概要を中心に記す。

### 防災訓練

2024年2月27日に防災研修として「防災訓練(情報伝達訓練)・緊急搬出訓練見学会」を実施する。会場は神奈川県立歴史博物館である。特定の会場に集合して実施する被害情報伝達訓練は、2019年度の平塚市博物館以来である。プログラムの概要は以下の通り(時間配分、休憩等は省略した)。

#### ①開会挨拶

望月一樹(神奈川県博物館協会 会長)

#### ②総合防災計画について

講師: 神野祐太

(同会総合防災計画委員会 委員長/  
神奈川県立歴史博物館 学芸員)

#### ③豪雨災害を想定した被害情報伝達訓練

#### ④神奈川県立歴史博物館の緊急搬出訓練について

講師: 神野祐太(同)

#### ⑤緊急搬出訓練(台風による浸水被害を想定)の見学

#### ⑥意見交換会

午前の防災訓練(情報伝達訓練)の目的は、集中豪雨が発生したときの自館の初動、災害のリスク、報告の手順、自館が所属するブロックの幹事館園の確認である。今回は机上訓練であるのでブロックごとにまとまってもらい、被害連絡票を記入、ブロック幹事館園に報告、ブロック幹事館園は被害連絡票をまとめ事務局へ報告する、という一連の流れを確認する。今回の訓練では豪雨災害(河川氾濫、土砂災害等)を想定した。いままでの防災訓練はほとんどが震度5以上の地震が発生した場合を想定したものであり、集中豪雨による水害を想定した訓練ははじめてである。

午後の緊急搬出訓練の見学は、これまでも合

同部会等で見学を希望する声があったものである。神奈川県立歴史博物館が2020年度以降毎年実施している訓練の見学である。参加者は、収蔵庫から2階展示室に資料の搬出作業を見学するグループと2階展示室の仮安置場での作業を見学するグループに分け、途中で入れ換える。2階の仮安置場から収蔵庫へ返却する際は、搬出時と同じように途中で見学場所を交代する。その後、意見交換会を実施する。

### その他の活動

神奈川県文化遺産課の主催による県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会が再開した。同分科会は、県が2019年11月に策定した「神奈川県文化財保存活用大綱」のうち「防災及び災害発生時の対応」の項目に基づいて県・市町村と神奈川県博物館協会の連携案について議論を進める場であった。しかし、コロナ禍によって分科会の中止が余儀なくされ、2019年度以降議論が止まっていた。

2023年度は、文化遺産課より分科会を再開する打診があり、計2回分科会が開催された。神野は文化遺産課の担当者との分科会の事前打合せ及び分科会に参加した。第1回は2023年10月26日に開催され、県・市町村・県博物館協会における連携体制の構築について議論がなされた。第2回は2024年2月1日に開催され、第1回の分科会を踏まえた検討状況について対応策等が議論された。文化財防災担当者の名簿の作成、来年度以降の分科会で文化財防災センター職員による研修会の実施等が話し合われた。

これまで各市町村の文化財防災担当職員と博物館協会との接点はほとんどなかったこともあり、分科会が顔合わせの場、情報共有の場として機能していくことが期待される。会議中には文化財担当職員から博物館協会での防災訓練について質問もあり、防災訓練への関心の高さがうかがわれた。来年度以降、博物館協会で開催している防災訓練等の資料提供やさらなる情報共有を実施し、連携を持続していくことが重要であろう。

## 今後の展望

今年度はコロナ禍以降、久しぶりに会場に集まった防災訓練を実施することができ、防災に関する県の分科会も再開した。2024年1月1日には能登半島で震度7を観測する大地震が発生したことをうけ、平時にしっかりと準備をし、できるだけ

防災・減災ができるように心がけることが重要であることが改めて思い知らされた。来年度以降も、継続的な防災訓練の実施、県・各市町村、文化財防災センター等との連携・関係強化が必要不可欠である。

## 令和4年度事業報告

### 1 会議

#### (1) 総会

日時 令和4年5月11日（水）13：30～15：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館 講堂（地階）  
 議題 ア 令和4年度役員の交替について  
 イ 令和3年度事業報告及び決算・監査報告について  
 ウ 令和4年度事業計画及び予算案について  
 エ その他  
 報告事項 ア 退会の館園について  
 イ 令和4年度川崎市市民ミュージアム救援活動について  
 ウ その他

その他  
 令和4年度神奈川県博物館協会表彰について

#### (2) 役員会

##### 第1回

日時 令和4年5月11日（水）10：00～12：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館 講堂（地階）  
 協議事項 ア 令和4年度役員の交替について  
 イ 令和3年度事業報告及び決算・監査報告について  
 ウ 令和4年度事業計画及び予算案について  
 エ その他  
 報告事項 その他

##### 第2回

日時 令和4年11月2日（水）13：30～15：30  
 場所 神奈川県立歴史博物館 講堂（地階）及び  
 ZOOMミーティング  
 報告事項 ア 令和4年度事業実施状況について  
 イ 入会の館園について  
 ウ その他

##### 第3回

日時 令和5年3月3日（金）13：30～15：30  
 場所 神奈川県立歴史博物館 講堂（地階）及び  
 ZOOMミーティング  
 協議事項 ア 令和5年度事業計画及び予算（案）について  
 イ 令和5年度神奈川県博物館協会表彰について  
 ウ その他  
 報告事項 ア 令和4年度事業実施状況について  
 イ 入会の館園について  
 ウ その他  
 その他 令和5年度役員の改選について

#### (3) 合同部会

##### 第1回

日時 令和4年5月21日（金）14：00～16：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び  
 ZOOMミーティング  
 議題 ア 令和4年度部会幹事の交替について  
 イ 令和4年度事業の実施状況（計画）について  
 (ア) 普及事業について  
 ・「協会報第94号」について  
 ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」について  
 ・「加盟館園職員名簿-2022年版-」について  
 (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について  
 (ウ) 広報事業について  
 (エ) 研修事業について  
 ・令和4年度研修計画について

ウ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について  
 エ その他

##### 第2回

日時 令和4年7月8日（金）14：00～16：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び  
 ZOOMミーティング  
 議題 ア 令和4年度事業の実施状況（計画）について  
 (ア) 普及事業について  
 ・「協会報第94号」について  
 ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」について  
 ・「加盟館園職員名簿-2022年版-」について  
 (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について  
 (ウ) 広報事業について  
 (エ) 研修事業について  
 ・令和4年度研修計画について  
 イ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について  
 ウ その他

##### 第3回

日時 令和4年9月16日（金）14：00～16：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び  
 ZOOMミーティング  
 議題 ア 令和4年度事業の実施状況（計画）について  
 (ア) 普及事業について  
 ・「協会報第94号」について  
 ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」について  
 ・「加盟館園職員名簿-2022年版-」について  
 (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について  
 (ウ) 広報事業について  
 (エ) 研修事業について  
 ・令和4年度研修計画について  
 イ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について  
 ウ その他「震災後100周年事業提案について」

##### 第4回

日時 令和4年11月11日（金）14：00～16：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び  
 ZOOMミーティング  
 議題 ア 令和4年度事業の実施状況（計画）について  
 (ア) 普及事業について  
 ・「協会報第94号」について  
 ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」について  
 (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について  
 (ウ) 広報事業について  
 (エ) 研修事業について  
 ・令和4年度研修計画について  
 イ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について  
 ウ 震災後100周年に係る企画提案について  
 エ その他

##### 第5回

日時 令和5年1月27日（金）14：00～16：00  
 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び  
 ZOOMミーティング  
 議題 ア 令和4年度事業の実施状況（計画）について  
 (ア) 普及事業について

- ・「協会報第94号」について
  - ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」について
  - (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について
  - (ウ) 広報事業について
  - (エ) 研修事業について
    - ・令和4年度研修計画について
    - ・令和5年度研修企画案について
  - イ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について
  - ウ 震災後100周年に係る企画提案について
  - エ その他
- 第6回
- 日時 令和5年3月9日（木）14：00～16：00
- 場所 神奈川県立歴史博物館2階応接室 及び ZOOMミーティング
- 議題
- ア 令和4年度事業の実施状況について
  - イ 令和5年度事業実施計画について
    - ー防災Yearとしての事業取り組みー
  - (ア) 普及事業について
    - ・「協会報第95号」について
    - ・「ぐるりかながわミュージアムマップ2023-2024」について
    - ・「加盟館園職員名簿—2023年版—」について
  - (イ) 神奈川県博物館協会総合防災計画について
  - (ウ) 広報事業について
  - (エ) 研修事業について
    - ・令和5年度研修計画について
  - ウ 神奈川県博物館協会設立70周年（2025）記念事業について
  - エ 東海地区博物館連絡協議会60周年事業実行委員会報告
  - オ その他

2 研修

(1) 部会主催研修会

第1回

- 日時 令和4年5月11日（水）（総会終了後）
- 場所 神奈川県立歴史博物館
- 内容 特別展「洞窟遺跡を掘る—海蝕洞窟の考古学—」の見学と講演
- 講師 神奈川県立歴史博物館 主任学芸員 千葉毅氏
- 担当部会 3部会合同
- 参加者 56名

第2回

- 日時 令和4年9月6日（火） 13：30～16：30
- 場所 ロマンسカーミュージアム
- 内容 「ロマンスカーを核としたミュージアムづくり」展示解説と講演
- 講師 ロマンスカーミュージアム館長 高橋孝夫氏  
支配人 真山健児氏
- 担当部会 3部会合同
- 参加者 37名

第3回

- 日時 令和4年12月7日（水） 13：00～16：30
- 場所 神奈川県立生命の星・地球博物館
- 内容 「博物館調査研究報告の現在とこれから—自然史系調査研究の報告事例から—」事例発表とディスカッション
- 講師 新江ノ島水族館 北嶋 円氏  
(公財)横浜市緑の協会 先崎 優氏  
平塚市博物館 塚田 健氏

- 県立生命の星・地球博物館 渡辺恭平氏  
観音崎自然博物館 佐野真吾氏
- 担当部会 自然科学部会
- 参加者 36名
- 第4回
- 日時 令和5年2月25日（土） 13：00～16：30
- 場所 横浜市歴史博物館 講堂
- 内容 「Well-being時代の博物館経営—博物館を取り巻く環境の変化と経営学の諸論について—」基調講演とパネルディスカッション
- 講師 和光大学教授 平井宏典氏
- 担当部会 3部会合同
- 参加者 43名 うち一般参加者11名  
(博物館分野関係者、学生など)
- (2) 文部科学省等主催会議・研修会の紹介  
文部科学省、文化庁等が主催する会議・研修会要項を各館園に案内
- 3 普及事業
- (1) 「神奈川県博物館協会会報94号」  
令和5年3月発行（1,400部）
- (2) 加盟館・園職員名簿  
令和4年8月発行（350部）
- (3) リーフレット「ぐるりかながわミュージアムマップ2022-2023」令和5年1月発行（22,500部）
- 4 広報事業  
県博物館協会ウェブサイトにて・加盟館園の個別情報等の更新、協会刊行物をPDF掲載、Twitter活用による情報発信等
- 5 神奈川県博物館協会総合防災計画事業
- (1) 令和4年度防災基礎アンケートを6月10日～6月30日の期間にて実施
- (2) 令和4年度防災訓練（遠隔情報伝達訓練）を10月25日に実施
- (3) 関連機関等との連携、情報交換等
- (4) 川崎市市民ミュージアム被災資料救援活動  
令和4年度救援活動参加状況  
活動日数60日、のべ参加者数100名（17館園）
- (5) 「神奈川県博物館協会災害時相互救済活動要綱」の一部改正と館園への周知を実施
- 6 表彰事業
- (1) 神奈川県博物館協会表彰  
功労者1名 永年勤続者17名の被表彰者を令和4年5月11日の総会にて表彰。
- 功労者  
・横浜美術館 五十嵐誠一様
- 永年勤続者  
・神奈川県立歴史博物館 角田 拓朗様  
・新江ノ島水族館 板倉 知広様  
" 桃井 ひな様  
・横須賀市自然・人文博物館 柴田健一郎様  
・横浜市立野毛山動物園 落合 絵美様  
" 北村 健様  
" 松山 薫様  
・よこはま動物園ズーラシア 薄井 正様  
" 小川 直子様  
" 久保 良法様  
" 近藤 雅子様  
" 齋藤 憲弥様

- ・よこはま動物園ズーラシア 須田 朱美様
  - ” 高橋 咲良様
  - ” 平賀 真紀様
  - ” 古田 洋様
  - ・横浜美術館 山崎 優様
- (2) 日本博物館協会顕彰  
令和4年11月16日(水) 第70回全国博物館大会にて下記のとおり表彰  
(会場：高知県立県民文化ホール グリーンホール)
- ・永年勤続者 5名
  - ・新江ノ島水族館 唐亀 正直様
  - ” 倉形 邦弘様
  - ” 大下 勲様
  - ・相模原市立博物館 河尻 清和様
  - ・神奈川県立金沢文庫 道津 綾乃様
  - ・博物館活動奨励賞  
受賞者: 県立歴史博物館 武田周一郎・千葉 毅  
受賞論考: 「収蔵庫の浸水を想定した資料搬出訓練の実践と課題」  
掲載号: 「博物館研究」9月号 (Vol.56 No.9)
- (3) 東海地区博物館連絡協議会表彰  
該当者なし

- (2) 東海地区連絡協議会60周年記念事業実行委員会
- ・目的: 「スマホ版東海地区5県ミュージアムマップ」WEBサイトの公開 (令和5年度未開始)
  - ・構成: 各県博協推薦の実行委員15名。  
(愛知3名 岐阜2名 山梨4名 静岡2名 神奈川4名)  
世話役を神奈川県博協が担当。
  - ・活動: 実行委員会 (リモート会議) 実施
  - ・キックオフ会議 (10/4・6)
  - ・第1回会議 (12/15)
  - ・第2回会議 (2/17)
- 8 日本博物館協会事業への協力
- ・第70回全国博物館大会への参加
  - ア 日 時 令和4年11月16日(水)～18日(金)
  - イ 開催場所 高知県立県民文化ホールグリーンホール
  - ウ テーマ 「地域から発信する博物館の未来」
  - エ 出席者 神奈川県立歴史博物館 望月一樹  
(日本博物館協会参与)  
横須賀市自然・人文博物館 瀬川 渉  
(機能研究部会長)  
平塚市博物館 野崎 篤  
(自然科学部会長)

7 東海地区博物館連絡協議会への参加

- (1) 令和4年度東海地区博物館連絡協議会・(公財) 日本博物館協会東海支部 理事会・総会・施設見学会 (静岡県開催)

日 時 令和4年7月28日(木)  
11:00～理事会 (会場) 静岡市民文化会館  
13:30～総 会 (会場) ”  
15:00～施設見学会 (会場) 静岡市歴史博物館

出席者

- ・神奈川県立歴史博物館 望月 一樹 (理事)
- ・新江ノ島水族館 崎山 直夫 (理事)
- ・平塚市博物館 浜野 達也
- ” 早田 旅人
- ” 新宮 崇弘
- ” 福田麻友子
- ・藤沢市生涯学習部郷土歴史課 芦葉 抄苗
- ・山口蓬春記念館 加藤 慶輝
- ・横浜市立金沢動物園 小國 徹
- ・横浜市こども植物園 中島 恵
- ・横浜市歴史博物館 橋口 豊
- ” 花澤明優美
- ・事務局 杉山 誠

## 令和4年度 収入支出決算書

総収入額 2,792,090円  
 総支出額 2,037,577円  
 差引残額 754,513円(翌年度繰越金)

## 収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
1 会費	2,127,000	2,155,000	28,000	会費収入
2 雑収入	10	15	5	預金利息
3 繰越金	637,075	637,075	0	3年度からの繰越
合計	2,764,085	2,792,090	28,005	

## 支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	支出済額 (B)	残額 (A-B)	摘要
1 事務局	618,000	461,579	156,421	
(1) 旅費	238,000	168,712	69,288	東海地区博物館連絡協議会理事会・総会、全国博物館大会 事務局旅費
(2) 通信費	267,000	200,541	66,459	刊行物送付 事務連絡ほか
(3) 印刷 消耗品費	113,000	92,326	20,674	封筒印刷代、事務用消耗
2 会議費	76,000	66,203	9,797	役員会、部会等
3 事業費	1,669,000	1,356,685	312,315	
(1) 研修費	276,000	72,723	203,277	講師謝礼 会場使用料ほか
(2) 普及費	1,263,000	1,155,132	107,868	神奈川県博物館協会会報第94号 加盟館園職員名簿 かながわミュージアムマップ2022-2023 ホームページ経費
(3) 表彰費	130,000	128,830	1,170	表彰状筆耕料・記念品代ほか
4 負担金	54,000	53,110	890	東海地区博物館連絡協議会 神奈川県自然保護協会 神奈川県観光協会
5 積立金	100,000	100,000	0	総合防災計画事業積立金
合計	2,517,000	2,037,577	479,423	



令和4年度 神奈川県博物館協会総合防災計画積立金 収入支出決算書

総収入額 2,442,999円  
 総支出額 600,000円  
 差引残額 1,842,999円(翌年度繰越金)

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減額 (B-A)	摘 要
1 過年度繰入収入	1,742,981	1,742,981	0	60周年記念事業より繰入 905,597
2 負担金収入	600,000	600,000	0	川崎市からのレスキュー支援者交通費等(概算払)
3 積立金繰入収入	100,000	100,000	0	令和4年度積立金 100,000
4 雑収入	13	18	5	預金利息 18
合 計	2,442,994	2,442,999	5	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	増減額 (B-A)	摘 要
1 旅 費	538,000	219,068	318,932	レスキュー交通費等
2 通 信 費	62,000	19,360	42,640	レスキュー交通費等振込手数料
3 印刷消耗品	0	0	0	
4 負担金	0	361,572	△ 361,572	川崎市交通費等負担金の精算
合 計	600,000	600,000	0	

## 令和4年度神奈川県博物館協会役員名簿

会 長	神奈川県立歴史博物館長 望 月 一 樹	理 事	鎌倉文華館鶴岡ミュージアム館長 吉 田 茂 穂
副会長	横浜開港資料館長 西 川 武 臣	"	神奈川県立生命の星・地球博物館長 平 田 大 二
"	新江ノ島水族館長 崎 山 直 夫	"	箱根町立郷土資料館長 鈴 木 康 弘
"	平塚市博物館長 浜 野 達 也	"	相模原市立博物館長 佐々木 春 美
理 事	神奈川県立金沢文庫長 湯 山 賢 一	"	大磯町郷土資料館長 國 見 徹
"	(公財)三溪園保勝会三溪園長 加 藤 祐 三	"	横浜市立野毛山動物園長 田 村 理 恵
"	シルク博物館長 慶 徳 俊 哉	"	鎌倉国宝館長 山 本 勉
"	横浜美術館経営管理グループ長 大 崎 敬 一	監 事	厚木市教育委員会文化財保護課長 小野間 敬 子
"	川崎市市民ミュージアム館長 小 沢 正 勝	"	川崎市岡本太郎美術館副館長 佐々木 智 子
"	神奈川県立大船フラワーセンター園長 榎 本 浩	"	横須賀市自然・人文博物館博物館・運営課長 柳 井 栄 美

## 令和5年度神奈川県博物館協会役員名簿

会 長	神奈川県立歴史博物館長 望 月 一 樹	理 事	鎌倉文華館鶴岡ミュージアム館長 吉 田 茂 穂
副会長	横浜開港資料館長 西 川 武 臣	"	神奈川県立生命の星・地球博物館長 田 中 徳 久
"	新江ノ島水族館長 崎 山 直 夫	"	箱根町立郷土資料館長 鈴 木 康 弘
"	平塚市博物館長 浜 野 達 也	"	相模原市立博物館長 佐々木 春 美
理 事	神奈川県立金沢文庫長 湯 山 賢 一	"	大磯町郷土資料館長 北 水 慶 一
"	(公財)三溪園保勝会三溪園長 海 野 晋 哉	"	横浜市立野毛山動物園長 田 村 理 恵
"	シルク博物館長 慶 徳 俊 哉	"	鎌倉国宝館長 山 本 勉
"	横浜美術館経営管理グループ長 山 本 ゆう子	監 事	厚木市教育委員会文化財保護課長 小野間 敬 子
"	川崎市市民ミュージアム館長 蛭 川 泰 行	"	かわさき宙と緑の科学館長 久 保 愼太郎
"	神奈川県立大船フラワーセンター園長 榎 本 浩	"	横須賀市自然・人文博物館博物館・運営課長 北 山 剛

令和4年度神奈川県博物館協会部会幹事・事務局名簿

人文科学部会長	日本新聞博物館 菅 長 佑 記		
人文科学部会幹事	横浜市歴史博物館 吉 井 大 門		
”	横浜都市発展記念館 吉 田 律 人		
”	川崎市市民ミュージアム 亀 山 貴		
”	小田原市郷土文化館 田 中 里 奈		
”	川崎市岡本太郎美術館 片 岡 香		
自然科学部会長	平塚市博物館 野 崎 篤		
自然科学部会幹事	よこはま動物園ズーラシア 有 馬 一		
”	新江ノ島水族館 笠 松 舞		
”	神奈川県立生命の星・地球博物館 大 西 亘		
”	馬の博物館 柏 崎 諒		
機能研究部会長	横須賀市自然・人文博物館 瀬 川 涉		
機能研究部会幹事	山口蓬春記念館 岡 田 修 子		
”	神奈川県立生命の星・地球博物館 渡 辺 恭 平		
”	神奈川県立歴史博物館 神 野 祐 太		
”	相模原市立博物館 田 子 智 大(4/1～7/21)		
”	相模原市立博物館 山 本 菜 摘		
<b>「神奈川県博物館協会会報」第94号編集委員会(令和4年度)</b>			
委員長	よこはま動物園ズーラシア 有 馬 一		
委 員	横須賀市自然・人文博物館 瀬 川 涉		
”	平塚市博物館 野 崎 篤		
”	日本新聞博物館 菅 長 佑 記		
”	神奈川県立生命の星・地球博物館 大 西 亘		
		<b>「神奈川県博物館協会総合防災計画推進委員会」</b>	
		委員長(専任)	神奈川県立生命の星・地球博物館 渡 辺 恭 平
		委 員	神奈川県立歴史博物館 神 野 祐 太
		”	小田原市郷土文化館 田 中 里 奈
		”	川崎市市民ミュージアム 亀 山 貴
		”	川崎市岡本太郎美術館 片 岡 香
		”	相模原市立博物館 山 本 菜 摘
		<b>「ミュージアムマップ委員会」</b>	
		委員長	横浜都市発展記念館 吉 田 律 人
		委 員	横浜市歴史博物館 吉 井 大 門
		”	新江ノ島水族館 笠 松 舞
		”	山口蓬春記念館 岡 田 修 子
		”	馬の博物館 柏 崎 諒
		<b>「広報委員会」</b>	
		委員長	神奈川県立歴史博物館 神 野 祐 太
		委 員	横須賀市自然・人文博物館 瀬 川 涉
		<b>事務局</b>	
		事務局長	神奈川県立歴史博物館 副館長 星 孝 樹
		事務局次長	神奈川県立歴史博物館 学芸部長 丹 治 雄 一
		事務局員(会計)	神奈川県立歴史博物館 主任専門員 竹 内 廣 一
		事務局員(事務)	神奈川県立歴史博物館 杉 山 誠

## 令和5年度神奈川県博物館協会部会幹事・事務局名簿

人文科学部会長	小田原市郷土文化館	委 員	平塚市博物館
”	田 中 里 奈 (4/1～11/13)	”	野 崎 篤
(人文幹事より異動)	横浜市歴史博物館	”	川崎市市民ミュージアム
人文科学部会幹事	吉 井 大 門	”	亀 山 貴
”	横浜都市発展記念館	”	神奈川県立生命の星・地球博物館
”	吉 田 律 人		折 原 貴 道
”	川崎市市民ミュージアム		<b>「神奈川県博物館協会総合防災計画推進委員会」</b>
”	亀 山 貴	委員長(専任)	神奈川県立歴史博物館
”	小田原市郷土文化館	委 員	神 野 祐 太
”	土 屋 健 作	”	神奈川県立生命の星・地球博物館
”	日本新聞博物館	”	西 村 双 葉
”	菅 長 佑 記	”	小田原市郷土文化館
”	神奈川県立歴史博物館	”	土 屋 健 作
”	橋 本 遼 太 (4/1～11/30)	”	横浜都市発展記念館
”	神奈川県立歴史博物館	”	吉 田 律 人
自然科学部会長	武 田 周 一 郎	”	鎌倉国宝館
自然科学部会幹事	平塚市博物館	”	金 子 智 哉
”	野 崎 篤	”	相模原市立博物館
”	よこはま動物園ズーラシア		山 本 菜 摘
”	有 馬 一		<b>「ミュージアムマップ委員会」</b>
”	新江ノ島水族館	委員長	横浜市歴史博物館
”	笠 松 舞	委 員	吉 井 大 門
”	神奈川県立生命の星・地球博物館	”	神奈川県立歴史博物館
”	折 原 貴 道	”	武 田 周 一 郎
”	馬の博物館	”	新江ノ島水族館
”	柏 崎 諒	”	笠 松 舞
”	かわさき宙と緑の科学館	”	馬の博物館
機能研究部会長	高 中 健 一 郎	”	柏 崎 諒
機能研究部会幹事	横須賀市自然・人文博物館	”	かわさき宙と緑の科学館
”	瀬 川 涉	”	高 中 健 一 郎
”	鎌倉国宝館	”	横須賀市自然・人文博物館
”	浪 川 幹 夫 (4/1～7/31)		瀬 川 涉
”	鎌倉国宝館		<b>「広報委員会」</b>
”	金 子 智 哉	委員長	神奈川県立歴史博物館
”	神奈川県立生命の星・地球博物館	委 員	武 田 周 一 郎
”	西 村 双 葉	”	横須賀市自然・人文博物館
”	神奈川県立歴史博物館		瀬 川 涉
”	神 野 祐 太	<b>事務局</b>	
”	相模原市立博物館	事務局長	神奈川県立歴史博物館副館長
”	山 本 菜 摘		星 孝 樹
<b>「神奈川県博物館協会会報」第95号編集委員会(令和5年度)</b>		事務局次長	神奈川県立歴史博物館学芸部長
委員長	よこはま動物園ズーラシア	事務局員(会計)	丹 治 雄 一
”	有 馬 一	事務局員(事務)	神奈川県立歴史博物館主任専門員
委 員	日本新聞博物館		竹 内 廣 一
”	菅 長 佑 記		神奈川県立歴史博物館
			杉 山 誠

## 神奈川県博物館協会会則

議決 昭和30年11月20日 最終改正 平成15年 4月25日

### 名称

第1条 本会は、神奈川県博物館協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市中区南仲通5の60番地、神奈川県立歴史博物館内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、博物館相互の連携をはかり、博物館活動の振興に努め、もって、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 博物館相互の連絡と提携
- (2) 博物館事業に関する調査研究
- (3) 研究会、研修会等の開催
- (4) 機関紙の発行、研究成果の発表
- (5) 資料の交換・貸借のあっせん及び共同事業の企画・促進
- (6) その他目的達成に必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、神奈川県内にある博物館及びこれに準ずる施設とする。ただし、個人であっても本会の運営に貢献度の高い者は、役員会の議を経て特別会員とすることができる。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を負担しなければならない。

### (入会)

第7条 本会に入会しようとするときは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、関係書類を審査の上これを専決し、直近の役員会に報告するものとする。

### (退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

### (会員資格の消滅)

第9条 会員が2年継続して会費を負担しなかったときは、会員資格が消滅するものとする。

### (役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 25名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 3名

### (役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

### (役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副会長の事務分掌については、会長が別に定める。

4 理事は、会務の執行にあたる。

5 監事は、会務及び会計を監査する。

### (役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (総会の開催)

第14条 総会は、会長が招集し、年1回以上開催するものとし、そのうち1回は、年度の初めとする。

### (総会の定足数)

第15条 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば出席とみなす。

### (総会の議事)

第16条 総会は、会長が議長となり、この規約に別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 会費の額の決定に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (役員会の開催)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(役員会の定足数)

第18条 役員会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば出席とみなす。

(役員会の議事)

第19条 役員会は、会長が議長となり、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項
- 2 議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第20条 本会の業務を円滑に推進するため、会員により構成する次の部会を置く。

- (1) 自然科学部会
  - (2) 人文科学部会
  - (3) 機能研究部会
- 2 各部会には、会員の互選により、部会長1名及び幹事若干名を置く。
- 3 部会長及び幹事は、部会を運営する。
- 4 部会長は、役員会に出席し、部会の運営状況について報告するとともに、意見を述べることができる。
- 5 部会長及び幹事の任期は、役員任期に準ずる。
- 6 部会に必要な事項は、会長が役員会の議を経て別に定める。

(名誉会長・顧問・参与)

- 第21条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は、総会において推挙し、顧問及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 名誉会長は、本会の運営について助言し、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。

(経 費)

第22条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第24条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名、事務局次長1名及び事務局員若干名を置く。
  - 3 事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が任免する。

(委 任)

第25条 本会の運営に関し、この会則に定めのない事項については、役員会の議を経て、会長が別に定める

付 則

本会則は、平成15年4月25日から施行する。

## 神奈川県博物館協会総合防災計画

平成28年4月28日策定・施行

### 1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、さらには多くの文化財の毀損をもたらした。この教訓を踏まえ、現在90を越える加盟館園数となっている当協会では、今後も発生が想定される広域災害における文化財救済に一定の役割を果たす体制を構築することとし、平時から相互に協力しあいながら有事に備えるため、総合防災計画を策定する。

### 2 活動の内容

当協会としての活動は、平時の際には、役員会と適宜協議の上、部会幹事及び協会事務局が中心となり有事の備えとして必要な活動を行い、有事の際には、総合対策本部・現地対策本部を立ち上げ、部会幹事及び事務局が中心となり、加盟館園職員の協力を得て、救済計画を実施するものとする。

当協会としての活動は、①平時、②発生直後（一次救済）、③復興期（二次救済）の3段階において実施することとし、各段階の実施する活動は、次のとおりとする。

なお、本活動の具体的運用のために、別途、要綱を定めることとする。

#### ①平時

- ・連絡網の整備〔ブロック化及び幹事館園の選定事務、連絡調整方法の検討等〕
- ・各館園の収蔵品の把握及びその目録・データベースのバックアップ支援
- ・災害復興用の資金及び備蓄の管理〔物資、人材等の把握

含む。〕

- ・防災訓練、関連実技研修会、県民向け普及啓発事業等の実施
  - ・本計画内容の修正〔県及び県内市町村との調整、他機関等のヒアリング含む。〕
- ②発生時（一次救済）
- ・連絡網の運用と被害の把握
  - ・総合対策本部並びに現地対策本部の設置
  - ・支援計画の策定と運用〔人員、物資、資金等の供出等〕
- ③復興期（二次救済）
- ・支援計画の継続運用
  - ・関係機関等との連絡調整の補助

### 3 活動の経費

本活動に関する経費は、神奈川県博物館協会60周年記念事業にかかる積立金残金を原資とし、以後、毎年度予算の範囲内で一定の金額を積み増して確保することとする。

### 4 計画の運用

本計画及び2により定める要綱の運用状況については、毎年1回総会に報告する。本計画の改廃については、役員会の協議を経て、総会が決定する。

また、2により定める要綱については、役員会が協議の上制定する。

なお、制定後役員会が要綱の改正を行った場合には、改正後速やかに会員に周知する。



## 神奈川県博物館協会災害時相互救済活動要綱

### 1 目的

本要綱は、神奈川県博物館協会総合防災計画（平成28年4月28日策定・施行）2に基づき、広域災害が発生した際に、博物館資料の次世代への継承や博物館活動の速やかな復旧に資するよう、各加盟館園が相互に救済しあい、被災資料の救済と保存安定化、被災博物館施設等の復旧等を行うことを目的とする。

### 2 対象

本要綱に基づく活動の対象は、神奈川県博物館協会に加盟する館園の所蔵資料及びその施設等とする。

### 3 体制

本活動は、すべての加盟館園が行うものとする。また、活動の効率化を図るべく、県域を複数のブロックに分割し、そのブロック単位で情報の収集や発信等を行うものとする。

#### (1) ブロックの分割方法

ブロックは、地理的な特性や館園の数などを考慮し定めるものとする。具体には、本要綱5（1）②に定めるアンケートの集計結果をもとに、役員会において協議の上、定めるものとする。

#### (2) 幹事館園の設置

当該ブロックの情報収集と発信を担うため、ブロックごとに幹事館園を定める。なお、幹事館園に不測の事態が生じた場合を想定し、幹事館園の補佐を行う館園として幹事補佐館園も定める。具体には、本要綱5（1）②に定めるアンケートの集計結果をもとに、役員会の協議により候補館園を挙げ、候補館園の同意を得て定める。

#### (3) 代表幹事館園の設置

幹事館園のとりまとめを行う代表幹事館園を定める。代表幹事館園は、当協会事務局が設置されている神奈川県立歴史博物館とする。神奈川県立歴史博物館が被災または不測の事態が生じた場合には、幹事館園の互選により、その代理を務めるものとする。

### 4 救済活動

具体的な救済活動は、次のとおりとする。

#### (1) 災害の発生時

加盟館園は、次の各号に該当する災害等が発生した場合、被災状況を事務局及び当該ブロックの幹事館園に提供するものとする。また、被災状況の報告はないが被災が推定される館園が存在する場合には、当該ブロック内の幹事館園は、情報をとりまとめ、事務局に提供するものとする。

- ①震度5以上の地震が発生した場合
- ②集中豪雨等による水害が発生した場合
- ③その他、甚大な被害を伴う災害等が発生した場合

#### (2) 救済活動実施の決定

事務局は、収集した情報を速やかに会長へ報告する。会長は、その報告に基づき、救済活動実施の是非を決定するものとする。なお、会長に事故あるときは、副会長または役員が決定するものとする。

#### (3) 一次救済（資料の救済計画の立案等）

会長は、救済活動の実施を決定した場合には、直ちに総合対策本部を設置するとともに、必要に応じて幹事館園等の協力を得て現地対策本部を設置する。総合対策本部又は現地対策本部は、一次救済として、被災館園の情

報収集、それに基づく救済計画の策定、現場作業の実施等を行うものとする。なお、被災し劣化が激しい資料、あるいは今後現状では確実に被災の恐れのある資料については、現場の判断により、緊急避難させるものとする。

#### ①総合対策本部の設置

会長は、代表幹事館園に総合対策本部を設置し、次の業務を行う。事務局は総合対策本部の事務局として、その経理事務等を行うものとする。

- i 救済活動開始の連絡
- ii 救済計画の策定
- iii 要員及び機材などの手配
- iv 現地対策本部への指示と支援
- v 自治体、外部団体等との連絡調整

#### ②現地対策本部の設置

会長は、被災ブロックの幹事館園に依頼し、現地対策本部を設置する。なお、当該館園に事故あるときは、幹事補佐館園がその任を務めるものとする。また、当該ブロック全域が被災し、その幹事館園または幹事補佐館園が務めを果たせない場合には、近隣ブロックの幹事館園に現地対策本部を設置するものとする。

- i 救済要員等に対する救済計画の説明
- ii 要員、機材などの受入
- iii 現場作業の指示
- iv 総合対策本部他との連絡調整

#### (4) 二次救済（資料の修復保管等）

本活動における二次救済では、被災した資料、または被災する恐れのある資料の保管や修復を行うものとする。

#### ①総合対策本部の業務

- i 救済計画の策定
- ii 要員及び機材などの手配
- iii 現地対策本部への指示と支援
- iv 自治体、外部団体等との連絡調整

#### ②現地対策本部の業務

- i 救済要員等に対する救済計画の説明
- ii 要員、機材などの受入
- iii 現場作業の指示
- iv 総合対策本部他との連絡調整

#### (5) 救済完了

総合対策本部及び現地対策本部を解散する場合には、以下の条件を満たすこととする。また、両本部の解散をもって、本要綱に基づく救済は完了とする。

- ①総合対策本部が現地対策本部から作業等の完了の報告を受け、了承すること
- ②事業完了について、関係する外部組織・団体等に報告、周知すること

### 5 平時の活動

#### (1) 平時においては、次の活動を着実に実行することとする。

- ①連絡網の作成とその年次更新
- ②加盟館園基礎データ収集のための必要に応じたアンケートの実施
- ③防災訓練
- ④災害対策に資する研修会
- ⑤その他本活動に資する事業

#### (2) 本活動の企画並びに実施は、部会が行うこととする。

6 経費

本活動に要する経費は、神奈川県博物館協会総合防災計画（平成28年4月28日策定・施行）3に定めるに定める財源により賄うものとする。

7 庶務

本救済活動に関する庶務は、事務局において処理するものとする。

8 その他

本要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

付 則

本要綱は、平成28年4月28日から施行する。

本要綱は、令和5年3月3日から施行する。

### 神奈川県博物館協会総合防災計画に基づく積立金の取扱いに関する要綱

1 目的

本要綱は、神奈川県博物館協会総合防災計画（平成28年4月28日策定・施行。以下「総合防災計画」という。）3に基づく積立金の取扱いに関して必要な事項を定める。

2 会計

積立金額及びその執行状況を常に明らかにするため、積立金の会計は、通常の会計とは別に設ける。

3 原資及び積立額

積立金の原資は、神奈川県博物館協会60周年記念事業にかかる積立金残金とし、以後、毎年度おおむね10万円程度を目途に積み増すこととする。

4 積立金の執行基準

積立金は、総合防災計画に基づき協会が行う相互救済活動に要する経費に使用することとし、具体的には次表のとおりとする。

なお、平時に執行する経費は、年度ごとの積増し額のおおむね1/2程度とする。

5 被災館園への資機材等提供方法

被災館園の資機材等の提供方法については、購入等経費の負担のほか現物支給も可能とし、また併用も可能とする。なお、提供後は、被災館園の協力を得て受取証や領収証等支払関係書類を整理するものとする。

6 庶務

本要綱に基づく庶務については、事務局において処理するものとする。

7 その他

本要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

付 則

本要綱は、平成29年4月21日から施行する。

	区 分	内 容	例 示
1	平 時	①防災用備蓄品の購入経費	防災用品・資料保存用消耗品の購入等
		②防災研修会・シンポジウム開催経費	資料作成代、会場借上費、講師謝金、消耗品費等
2	災害発生時	①被災館園から要望された資機材の購入経費等	消耗品費、備品購入費、賃借料、見舞金等
		②被災館園のレスキュー実施に関する経費	交通費、消耗品費等
3	その他	1及び2以外の経費で会長が必要と認める経費	日本博物館協会等が行うレスキュー活動への参加経費等

## 神奈川県博物館協会加盟館園名簿（五十音順）

（令和5年12月1日現在）

（事務局）〒231 0006 横浜市中区南仲通5-60 神奈川県立歴史博物館内  
TEL 045-201-0926 FAX 045-201-7364

愛川町郷土資料館	電車とバスの博物館
あつぎ郷土博物館	松前記念館（東海大学歴史と未来の博物館）
岩崎博物館（ゲート座記念）	ニュースパーク（日本新聞博物館）
馬の博物館	日本大学生物資源科学部博物館
江島神社奉安殿	日本郵船歴史博物館
海老名市温故館	箱根・芦ノ湖 成川美術館
大磯町郷土資料館	箱根ジオミュージアム
大佛次郎記念館	箱根写真美術館
小田原市郷土文化館	箱根神社宝物館
小田原市尊徳記念館	箱根町立郷土資料館
小田原城	箱根町立箱根湿生花園
小田原文化財団 江之浦測候所	箱根町立森のふれあい館
神奈川県立神奈川近代文学館	箱根美術館
神奈川県立金沢文庫	はだの歴史博物館
神奈川県立近代美術館	葉山しおさい博物館
神奈川県立公文書館	光と緑の美術館
神奈川県立生命の星・地球博物館	平塚市博物館
神奈川県立地球市民かながわプラザ	藤沢市生涯学習部郷土歴史課
神奈川県立大船フラワーセンター	藤沢市湘南台文化センターこども館
神奈川県立歴史博物館	トイズクラブブリキのおもちゃ博物館
鎌倉宮宝物殿	報徳博物館
鎌倉国宝館	真鶴町立中川一政美術館
川崎砂子の里資料館	真鶴町立遠藤貝類博物館
川崎市岡本太郎美術館	明治大学平和教育登戸研究所資料館
川崎市市民ミュージアム	山口蓬春記念館
かわさき宙と緑の科学館	山手資料館
川崎市立日本民家園	大和市つる舞の里歴史資料館
川崎市平和館	町立湯河原美術館
観音崎自然博物館	遊行寺宝物館
観音ミュージアム	横須賀市自然・人文博物館
記念艦三笠	横浜開港資料館
熊野郷土博物館	横浜市立金沢動物園
相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはら	横浜市技能文化会館匠プラザ
相模原市立博物館	横浜市こども植物園
寒川神社方徳資料館	横浜市立野毛山動物園
三溪園	横浜市立間門小学校附属海水水族館
三之宮郷土博物館	横浜市歴史博物館
JICA横浜海外移住資料館	横浜高島屋ギャラリー
女子美アートミュージアム	よこはま動物園ズーラシア
シルク博物館	横浜都市発展記念館
松蔭大学資料館	横浜人形の家
新江ノ島水族館	横浜・八景島シーパラダイス・アクアリゾート
逗子市池子遺跡群資料館	横浜本牧絵画館
創価学会戸田平和記念館	横浜美術館
そごう美術館	横浜みなと博物館
茅ヶ崎市博物館	横浜ユーラシア文化館
茅ヶ崎市美術館	ロマンスカーミュージアム
彫刻の森美術館	若宮八幡宮郷土資料室
鎌倉文華館 鶴岡ミュージアム	

\*各館園の詳細は各WEBページをご覧ください。